

中小企業様対象の 補助金制度のご紹介

ものづくり補助金 8次締切(2021年11月11日(木))に向けて

2021年8月-ver.1
野本中小企業診断士事務所

目次

1. 補助金とは？
2. 令和3年中小企業支援3補助金
3. ものづくり補助金
4. その他の補助金
5. 弊社支援内容
6. 質疑応答

1. 補助金とは？

- 補助金とは、国や都道府県、市町村などの地方自治体が民間企業のために支出する支援金(税金より支出)。
- 事業所のある自治体に申請(内容、申請書も異なるので要注意)。
- 返済義務はありません(業績等により返済の可能性あり)。
- 経済産業省関係が**補助金**、厚生労働省関係が**助成金**と呼ばれる場合がありますが、助成金は資格要件を満たせば受けられることが補助金とは大きく異なります。

1. 補助金とは？

- 毎年予算が決まっており、内容によって精査されます(例:ものづくり補助金の**採択率は40%前後**⇒P7スライド参照)。
- 事業計画等を提出するなど、補助金を使った投資等がどのように企業業績や業界、社会に影響するかを訴える必要があります。
- 申請→採択→**投資(自社のお金で)**→投資を証明する書類の提出→補助金入金

2. 令和2年度中小企業支援3補助金

□ 中小企業の生産性革命を応援します！

□ <https://seisansei.smrj.go.jp/#n01>

中小企業の生産性革命を応援します！

ものづくり補助金
中小企業等が行う革新的なサービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善に必要な試作機材費等を支援します。

持続化補助金
小規模事業者が経営改善を促進して取り組む経営戦略の取組等を支援します。

IT導入補助金
中小企業等が行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

公募要綱・お申込み先
■ものづくり補助金
事務局：ものづくり補助金事務局
【一般型（特別枠）】
事業所関係を含む。】

公募要綱・お申込み先
■持続化補助金
事務局（農工商会連合会）
【一般型（事業所関係を含む）】
【コロナ特別対応型（事業所関係を含む）】

公募要綱・お申込み先
■IT導入補助金
事務局：サービス業生産性向上IT導入支援事業事務局

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

5

2. 令和2年度中小企業支援3補助金

ものづくり・販路・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後数年間にわたり抱えている制度変更（働き方改革や業務効率化の推進など）、異業種・インボイス導入等）に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

※ものづくり補助金事務局サポートセンターでは、G BizIDの新規取得等に関するお問合せには、対応いたしませんので、ご了承ください。（G BizIDの新規取得等については、G BizIDの事務局へお問合せください。）

＜ビジネスモデル構築のご紹介＞
中小企業による経営革新のための設備投資等を支援する（一般型）とは異なり、30歳以上の中小企業の革新的な事業計画策定を支援する助成サービスを実施する支援策の制度です。

ビジネスモデル構築の応募をご検討の方は、こちらの公募要綱を確認の上、申請してください。

ものづくり・販路・サービス生産性向上促進補助金（一般型）の申請と補助金の申請は、公募要綱（一般型（特別枠含む））の両方を確認の上、申請します。

申請方法は、インターネットを利用した「電子申請」となります。

電子申請システムを利用するためには、事前に「G BizIDプライムアカウント」の取得が必要です。「G BizIDプライムアカウント」をお持ちでない事業者の方は、最初G BizIDの取得申請をお願いします。（ロゴをクリックすると、G BizIDのページに移動します。）

※ものづくり補助金事務局サポートセンターでは、G BizIDの新規取得等に関するお問合せには、対応いたしませんので、ご了承ください。（G BizIDの新規取得等については、G BizIDの事務局へお問合せください。）

＜ビジネスモデル構築のご紹介＞
中小企業による経営革新のための設備投資等を支援する（一般型）とは異なり、30歳以上の中小企業の革新的な事業計画策定を支援する助成サービスを実施する支援策の制度です。

ビジネスモデル構築の応募をご検討の方は、こちらの公募要綱を確認の上、申請してください。

公募要綱（一般型）のページへ

gBizID

公募要綱・よくあるご質問（一般型）／【中小企業向け】

3次締切での応募をご検討の方は、こちらの公募要綱を確認の上、申請してください。

公募要綱の内容を簡単にまとめた「概要版」です。応募をご検討の方は、「公募要綱（一般型（特別枠含む））（3次締切）」を必ずご確認ください。

ものづくり補助金事務局サポートセンターにお問合せいただいた方のおり、よくあるご質問をまとめたものです。サポートセンターへのお問合せの際は、事前にこちらをご確認ください。

電子申請システムに入力いただく項目・内容を記載したものです。

※本要綱は、申請の準備にご活用いただくためのものです。申請の際にはシステムへの入力が必要となります。

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

6

ものづくり補助金の採択率推移

年度	予算額	公募期間		申請数	採択数	採択率
H25年度補正	1,400億円	1次募集	2/7～5/14	22,415	9,613	42.9%
		2次募集	7/10～8/11	14,502	4,818	33.2%
H26年度補正	1,020億円	1次募集	2/13～5/8	17,128	7,253	42.3%
		2次募集	6/25～8/5	13,350	5,881	44.0%
H27年度補正	1,007億円	1次募集	2/5～4/13	24,011	7,729	32.2%
		2次募集	7/8～8/24	2,618	219	8.4%
H28年度補正	800億円	1次のみ	11/14～1/17	15,547	6,157	39.6%
H29年度補正	1,007億円	1次募集	2/28～4/27	17,275	9,518	55.2%
		2次募集	8/3～9/10	6,355	2,417	38.9%
H30年補正	850億円	1次募集	2/18～5/8	14,927	7,468	50.0%
		2次募集	8/19～9/20	5,876	2,063	35.1%
H31年補正 =2020年～		1次募集	～3/31	2,287	1,429	62.5%
		2次募集	～5/20	5,721	3,267	57.1%
		3次募集	～8/3	6,923	2,637	38.1%
		4次募集	～12/8	10,041	3,132	31.2%
		5次募集	～2/22	5,139	2,291	44.6%
		6次募集	～5/13	4,875	2,326	47.7%

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金①

- 主旨
- 中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等、及び一定数以上の中小企業・小規模事業者の新規ビジネスモデルの構築を支援するプログラムの経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図る。
- 政策の方向性
 - ・賃金の増加/雇用の増加
 - ・GDPの増加⇒付加価値の増加⇒営業利益＋人件費＋減価償却費(投資)
⇒生産性向上
 - ・事業承継/M&A

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金②

- 公募期間
- 第8次公募: 一般型募集

	月日	時間	備考
公募開始	2021年8月17日(火)	17時～	電子システムへの入力はまだ不可
申請受付	2021年9月01日(水)	17時～	電子システムへの入力開始時間
募集締切	2021年11月11日(木)	17時	17時までに電子システムで入力終了
採択決定	2021年12月末予定		

7次公募以降の公募予定

	応募締切予定日	申請の受付
2022年2月	未定	未定

- 採択されなかった場合、次回以降の公募に再度応募が可能。

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

9

3. ものづくり補助金③

- 補助対象者: 中小企業者(以下の資本金または従業員数に適合)

業種	資本金(以下)	従業員数(以下)	小規模事業者業種	従業員数(以下)
製造・建設・運輸業	3億円	300人	製造業その他	20人
卸売業	1億円	100人	商業・サービス業	5人
サービス業	5,000万円	100人		
小売業	5,000万円	50人		
ソフトウェア・情報サービス業	3億円	300人		
旅館業	5,000万円	200人		

(参考) 税法上の中小企業

資本金1億円以下

- 大企業が出資(①総株式枚数又は総額の2分の1以上を同一の大企業、②同3分の2以上を複数の大企業)、もしくは役員(①2分の1以上を派遣、もしくは上記①②の条件の中小企業に所有されている場合は、「みなし大企業」となり応募できません。
- 議決権を50%超持つ子会社・孫会社等は親会社と、個人が複数会社の議決権を50%超持つ場合も全て同一会社とみなされ複数社申請時には不採択となります。
(公募要領P10/今回から追加)

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

10

3. ものづくり補助金④

□ 補助内容

タイプ		補助上限額 (下限額)	補助率
一般型 ①通常枠 ②低感染リスク型 ビジネス枠特別枠	新製品・新サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援	1,000万円 (100万円)	中小企業 1/2 小規模 2/3 (特別枠 2/3)
グローバル型	海外事業(海外拠点での活動含)の拡大・強化を目的とした設備投資等の場合、補助上限額を引き上げ	3,000万円 (100万円)	
ビジネスモデル構築型	中小企業が ①革新性、②拡張性、③持続性、を有するビジネスモデルを構築できるよう、30社以上の中小企業を支援するプログラムの開発・提供を補助	1億円 (100万円)	大企業1/2 それ以外 2/3

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

11

3. ものづくり補助金⑤

□ 対象物

□ 単価50万円(税抜)以上の設備投資(①)+付帯費用(②~⑧)

	項目	具体例	備考
①	機械装置・システム構築費	・機械・装置、工具・機器等の購入、製作、借用に係る費用 ・専用ソフトウェア、情報システムの購入、構築、借用に係る経費	設置場所の整備工事、基礎工事は含まず
②	技術導入費	知的財産権等の導入に係る費用	上限: 対象経費の1/3
③	専門家経費	専門家に対する費用	上限: 対象経費の1/2
④	運搬費	機械・装置等の運搬料等に係る費用	
⑤	クラウドサービス利用費	クラウドサービス利用に係る費用	補助事業期間内のみ
⑥	原材料費	試作品開発のための原材料等の費用	
⑦	外注費	加工、設計、検査等を外注する費用	上限: 対象経費の1/2
⑧	知的財産等関連経費	②の導入のための弁理士等への費用	上限: 対象経費の1/3
⑨	広告・販促促進費	広告作成費、展示会出展費等	特別枠のみ ¹²

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑥

□ 採択予定数と公募時期・採択発表・補助事業期間

- (1) 採択予定数: 約3万件(3年間)
(2) 公募期間・採択発表: 以下のように9次応募まで予定

	応募締切予定日	採択予定日
8次締切	2021年11月11日(木)	2021年12月末
9次	2022年2月予定	未定

(3) 補助事業期間

交付決定後10カ月間/採択後12カ月間

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

13

3. ものづくり補助金⑦

□ 基本要件

(1) 「中小サービス事業者の生産性向上のためのサービスガイドライン」

付加価値の 向上 ・誰に ・何を ・どうやって	新規顧客層への展開	商圏の拡大	
	独自性・独創性の発揮	ブランド力の強化	顧客満足度の向上
	価値や品質の見える化	機能分化・連携	IT利活用
効率の向上	サービス提供プロセスの改善		IT利活用

(2) 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定12分野

デザイン	情報処理	精密加工	製造環境
接合・実装	立体造形	表面処理	機械制御
複合・新機能材料	材料製造プロセス	バイオ	測定計測

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

14

3. ものづくり補助金⑧

□ 申請要件

(1)以下の要件を満たす**3～5年の事業計画**を策定し、**従業員に表明**していること。

- ①事業計画期間において、**給与支給額を年率平均1.5%以上増加**
(被用者保険の適用拡大の対象となる企業が制度改革に先立ち
任意適用する場合は年率平均1%以上)
- ②事業計画期間において、**事業場内最低賃金(事業者内で最も安い賃金)を地域最低賃金+30円以上**の水準にする
- ③事業計画期間において、**事業者全体の付加価値額を年率平均3%増加**(付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費)

(2)交付決定日から**10カ月以内(補助事業期間)**(もしくは採択発表日から12カ月以内)に発注、納入、研修、支払い等の**全ての手続きが終了**すること。

15

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑨

□ 申請要件(低感染リスク型ビジネス枠特別枠)

(3)以下のいずれかの要件に合致していること。

- ①**物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品やサービスの開発**
例:IoT等の技術を使った遠隔操作等の機能を持った製品開発
オンラインビジネスへの転換
- ②**物理的な対人接触を減じる製品、システムを導入した生産プロセス・サービスの提供方法の改善**
例:ロボットシステムの導入によるプロセス改善
- ③**ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に掛かる設備、システム投資**

16

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑩

□ 加点要件(最大6項目:システムへの添付は最大4点)

- (1) 成長性加算: 有効な期間の経営革新計画の承認を取得 ①
- (2) 政策加算: ①創業・第二創業間もない企業(5年以内)
②パートナーシップ構築宣言を行っている企業(P20参照) ②
- (3) 災害加算: 有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得 ③
- (4) 賃上げ加算:
①事業計画期間において給与支給総額を年率平均2%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域最低賃金+60円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者
又は事業計画期間において給与支給総額を年率平均3%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域最低賃金+90円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者
②被用者保険の適用拡大の対象となる企業で制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合

17

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑪

□ 経営革新計画(都道府県によって申請先が異なります)

- (1) 中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。
計画策定を通して現状の課題や目標が明確になるなどの効果が期待できるほか、国や都道府県に計画が承認されると様々な支援策の対象となります。
- (2) 経営の相当程度の向上と様々な支援策

計画期間	条件① 「付加価値総額」又は 「一人当たりの付加 価値総額」の伸び率	条件② 経常利益の 伸び率
3年計画	9%以上	3%以上
4年計画	12%以上	4%以上
5年計画	15%以上	5%以上

- 日本政策金融公庫による低利融資制度 - 新事業活動促進資金・新事業育成資金 -
- 中小企業信用保証法の特例 - 普通保証等の別枠設定等 -
- 海外展開事業者への支援制度 - 現地子会社の資金調達等 -
- 中小企業投資育成株式会社法の特例 (投資の特例)
- 特許関係料金(審査請求料、特許料)減免制度 など



<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/keiei/kakushin/>

18

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑫

□ 事業継続力強化計画

□ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

(1) 中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。

(2) 記載項目と支援策

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
- ※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置
- 補助金（ものづくり補助金等）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

- 中小企業庁HPでの認定を受けた企業の公表
- 認定企業にご活用いただけるロゴマーク（会社案内や名刺で認定のPRが可能）



19

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑬

□ パートナーシップ構築宣言

□ <https://www.biz-partnership.jp/>

□ 2020年に経団連などの経済団体及び関係大臣等が作る「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」が創設した、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、企業の代表者の名前で宣言してもらう仕組み。

□ 2021年8月現在約1,300社が宣言済み。

□ 今回から加点項目に追加（公募要領上で）

はじめに パートナーシップ構築宣言とは

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、我が国の経済は大きな影響を受けています。このような厳しい経済情勢の下では、リーマンショック時のような取引条件の「しわ寄せ」が懸念されます。

また、依然として、中小企業では人との接触機会を減らすテレワークが普及していません。このため、取引先が連携して、テレワークの導入や共通取引基盤（EDI（Electronic Data Interchange））の構築を進めていく必要があります。

こうした課題に対応するため、2020年5月18日に経団連会長、日商会議、連合会長及び関係大臣をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を開催しました。

本会議では、厳しい経済状況を乗り越えるためにも、新たに「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入することで、大企業と中小企業の共存共栄の関係を構築することで合意しました。

「宣言」には、
① サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列を超えた新たな連携、
② 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守、
を盛り込んで頂くことにより、感染症危機下においても、中小企業の実業継続と取引適正化を後押ししていくこととしています。

また、「宣言」した企業の取組を「見える化」するため、〈公財〉全国中小企業振興機関協会の運営するポータルサイトに、「宣言」を掲載します。

多くの企業経営者の方々が「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表して頂けるよう、よろしくお願い申し上げます。

20

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑭

□ 減点要件

- (1) 申請時点において、**過去3年間に、類似の補助金**(平成29年度～令和二年度ものづくり補助金)の**交付を1回**受けた場合
→**2回以降の場合申請不可(次ページ参照)**

□ 実効性担保(補助金返金の条件一部、もしくは全額)

- (1) 申請時点で、申請要件を満たす賃金引上げ計画を従業員に表明していなかったことが交付後に発覚した場合
- (2) 事業計画終了時に、**給与支給総額の年率平均1.5%以上増加目標が達成できていない場合**。ただし、付加価値額が目標通りに伸びなかった場合など救済処置あり。
- (3) 事業計画の每期終了時点において、**事業場内最低賃金の増加目標が達成できていない場合**。ただし、付加価値が目標に達成しない場合や天災などの場合は救済処置あり。

21

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑮

□ 申請不可(今回より追加)(公募要領P4)

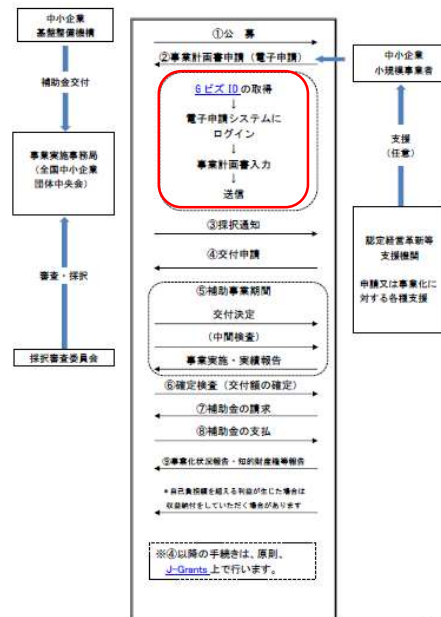
1. **過去3年間に類似の補助金**(平成29年度～令和2年度ものづくり補助金)の交付を**2回以上**受けた場合
2. 申請締め切り日10カ月以内に令和元・2年度ものづくり補助金の交付決定を受け、まだ**実績報告を未提出**の場合
3. 新特別枠において、令和2年度特別枠の交付決定を受けた場合

22

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金⑬

□ 全体の流れ



copyright©2020 nomoto partners all right reserved

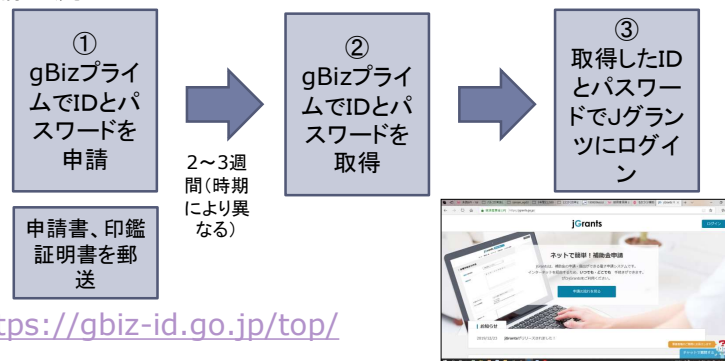
23

3. ものづくり補助金⑭

	スケジュール(予定)
	①Jグランツにて事業計画申請(事前にgBizプライムでID、PWを取得)
	②申請書の作成
2021年11月11日(木)	③申請(電子システムへ入力)→締め切り日までに
2021年12月末	④採択決定⇒連絡⇒見積もり、納入スケジュール決定
	⑤交付申請
2022年1月末	⑥交付決定⇒連絡
	⑦機械等正式発注
	⑧機械等納入、検収⇒稼働開始
	⑨機械等代金支払い
2022年11月末～12月末	⑩事業期間終了⇒実績報告①(最長交付後10ヵ月/採択後12ヵ月) * 事業期間を短くすれば実績報告・支払いも早くなります
	⑪確認検査⇒交付金の決定
2022年12月末～	⑫補助金請求⇒支払い
	⑬実績報告②～⑥(今後5年間)

3. ものづくり補助金⑬

- 申請方法
- Jグランツ: 経済産業省が作成した補助金電子申請システム
- <https://jgrants.go.jp/>
- 申請の流れ



copyright©2020 nomoto partners all right reserved

25

3. ものづくり補助金⑭

- 申請書類

	必要書類等	提出方法	参考書類
1	企業情報	オンライン入力	参考様式1
2	事業計画書	添付	参考様式1 その1・その2・その3
3	賃金引上げ計画の表明書	添付	様式1
4	2期分決算書	添付	BS、PL、製造原価報告書、販管費明細、個別注記表
5	加点項目があればその証明書	添付	

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

26

3. ものづくり補助金②

□ 事業計画書

ファイル番号	提出書類	備考
No.1	①事業計画書 その1:補助事業の具体的取組内容	自由形式 A4 10ページ以内
	②事業計画書 その2:将来の展望	ページ目安: その1:5-6 その2:2-3 その3:2
	③事業計画書 その3:事業計画における付加価値等の算出根拠(右見本の赤枠内)	

(4) 具体的な内容

その1 補助事業の具体的な取組内容

① 本事業の目的・手段について、今までの会社での取組の経緯・内容をはじめ、今回の補助事業で機械設備等を取得しなければならない必要性を示してください。また、設備を稼働させるため、不特定な工芸工場の関係者、材料や機械設備等を供給しながら、具体的な目標及びその具体的な達成手段を記載してください(必要に応じて図表や写真等を用い、具体的に説明してください)。

② 事業期間内に投資する機械設備等の型番、取得時期や技術の導入時期についての詳細なスケジュールの記載が必要です。

③ 応募書類と「中小企業の特長・強み・課題」又は「サービス開発・新機軸・新機軸方式導入」に応じて、事業計画と「中小企業の特長・強み・課題」又は「サービス開発・新機軸・新機軸方式導入」の両方を記載してください。

④ 本事業を行うことによって、どのように効果と競争力の強化が実現するかについて、その方法や仕組み、実施体制など、具体的に説明してください。

その2 将来の展望(事業化に向けて想定している市場及び期待される効果)

① 本事業の成果がもたらすと想定している具体的なユーザー・マーケット及び市場環境等について、その成果の創出性・持続性・収益性や関係の市場環境も加えて記載してください。

② 本事業の成果の事業化見込みについて、目標となる時期・売上規模・量産化時の製品等の価格等について簡単に記載してください。

③ 必要に応じて図表や写真等を用い、具体的に説明してください。

(補助事業に活用するクラウドファンディングの活用事例)

各プロジェクトを掲載した表(「[クラウドファンディング助成金申請書](#)」が添付する)

その3 会社全体の事業計画

事業計画	1年度 (令和5年度) 【年・月・日】	2年度 (令和6年度) 【年・月・日】	3年度 (令和7年度) 【年・月・日】	4年度 (令和8年度) 【年・月・日】	5年度 (令和9年度) 【年・月・日】
① 売上高					
② 営業利益					
③ 経常利益					
④ 人件費					
⑤ 減価償却費					
⑥ 固定資産増減					
⑦ 営業利益率					
⑧ 売上高増減率					
⑨ 利益率(%)					

① 会社全体の事業計画(表)における「付加価値額」や「総売上総額」等の算出については、算出根拠を明記してください。

② 本事業計画(表)に示した数値は、補助事業終了後に、事業化状況報告書において伸び率の達成状況の検証を行います。

※事業計画には、事業化目標の達成日(令和5年度以降)は、経営目標とする事業(年度)の「見込み」の数値、決算目標とする事業(年度)は、経営目標とする事業(年度)の「実績」の数値を記入してください。

※見込みの数値を記入した場合は、フォローアップ時に、実績の数値に置き換えて、付加価値額や総売上総額の伸び率の達成状況を検証します。

27

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金①

□ 「事業計画書 その1・その2」作成時のポイント

1. 補助金事業の目的に合わせる

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む**革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資**等、及び一定数以上の中小企業・小規模事業者の新規ビジネスモデルの構築を支援するプログラムの経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の**生産性向上を図る**。

2. 新しい事業として成立させるための要素を入れる



28

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金②②

- 対象外となる事業計画(注意が必要な物のみ)
 1. 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業
 2. 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業
 3. テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国(独立行政法人含む)が助成する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業
- 対事業における留意点(認められない場合)
 1. 複数の企業から同一、極めて類似の応募申請があった場合(採択されない可能性あり)

3. ものづくり補助金②③

3. 審査項目を必ず入れる

(1)技術面

- ①-新製品・新技術・新サービスの革新的な開発となっているか？
つまり⇒「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」や「特定ものづくり技術分野-12分野-の高度化」に沿った取り組みであるか？
- ②-(1)開発における課題が明確になっているか？
- ②-(2)新事業の目標に対する達成度の考え方を明確に設定しているか？
- ③-(1)課題の解決方法が明確、妥当か？
- ③-(2)その結果優位性が見込まれるか？
- ④-自社に新事業実施のための技術的能力はあるか？

3. ものづくり補助金②④

(2)事業化面

- ①-(1)最近の体制(人材、事務処理能力等)や財務状況は新事業を適切に支援できるか？
- ①-(2)金融機関からの十分な資金調達が見込まれるか？
- ②-(1)市場のニーズが考慮されているか？クラウドファンディングなどで検証しているか？
- ②-(2)新事業のユーザー、マーケット、市場規模は明確か？
- ③-(1)新事業が価格・性能的に優位性を有しているか？
- ③-(2)さらに収益性を有しているか？
- ③-(3)事業化の遂行方法は妥当か？
- ③-(4)事業化のスケジュールは妥当か？
- ④-付加価値額、経常利益目標の達成のための費用対効果は充分か？

31

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金②⑤

(3)政策面

- ①地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長を力強く牽引する事業を積極的に展開することが期待できるか？
- ②ニッチ分野において、適切なマーケティング、独自性の高い製品・サービス開発、厳格な品質管理などにより差別化を行い、グローバル市場でもトップの地位を築く潜在性を有しているか？
- ③先端的なデジタル技術の活用、低炭素技術の活用、経済社会にとって特に重要な技術の活用、新しいビジネスモデルの構築等を通じて、我が国のイノベーションを牽引しうるか？
- ④感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図り、ウィズコロナ、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環を実現させるために有効な投資内容となっているか？(低感染リスク型ビジネス枠特別枠のみ)

32

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金②⑥

4. その他の申請書作成時のポイント

- ① 分かり易く記載する: 単語、表現等一審査委員は業界の素人
- ② 図表や写真を多く使う
- ③ 可能な限り実名入りで(競合、顧客、社員)

3. ものづくり補助金②⑦

□「事業計画書 その3」作成時のポイント

- ① 付加価値計算時に計算間違いに注意!
 - a) **基準年の直近期末**からの伸び率を計算する(前年比ではない)
 - b) 3年間で9%アップならOK(毎年3%アップでなくてOK)
 - c) **四捨五入の9%はダメ**

- ② 図表に下に数字の根拠を入れる!!

その3: 会社全体の事業計画 (単位: 円)

基準年度 [年 月 期] ※	1年後 (補助金事業期 第1年度末) [年 月 期]	2年後 [年 月 期]	3年後 [年 月 期]	4年後 [年 月 期]	5年後 [年 月 期]
① 売上高					
② 営業利益					
③ 営業外費用					
経常利益(②-③)					
④ 人件費					
⑤ 減価償却費					
付加価値額(②-④-⑤)					
伸び率(%)					
⑥ 設備投資額					
⑦ 経費総額					
伸び率(%)					

3. ものづくり補助金②⑧

□ 申請書記載例

□ その1:目安:5 - 6ページ

* 具体的な取り組み内容

(1) 当社の概要

- ① 当社の沿革
- ② 当社の現状
(事業内容、組織、売上推移)
- ③ 当社の特徴、強み
- ④ 当社の課題

(2) 新事業の取り組み

- ① 計画した背景
顧客・社会ニーズ・課題
- ② 新事業の概要
目的・ターゲット

③ 設備の内容:具体的に

④ 新事業開始時の課題

技術、コスト、納期

⑤ 課題を解決する方法

当社の強み(ノウハウ等)

⑥ 競合への優位性

⑦ 目標(成功とする根拠)

⑧ 実施スケジュール(補助事業期間終了まで)

⑨ 新事業実施体制(社内外)

組織体制、資金調達

⑩ 中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドラインとの関連(P15参照)

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

35

3. ものづくり補助金②⑨

□ 申請書記載例

□ その2:目安:2-3ページ

* 将来の展望(成果の内容、期待効果)

(1) 市場ニーズと新事業について

- ① 市場状況
- ② ニーズ、ユーザーの規模
- ③ CF等の活用による市場性チェック

(2) 事業化スケジュール(3/5年後まで)

- ① 補助事業期間
具体的施策と実施スケジュール
特に前述した開発スケジュール以外
- ② 事業化後のスケジュール(3/5年後)

(3) 費用対効果の証明

① 販売価格、販売計画
販売価格・機能等が受け入れられるか！！

② 売上、利益(付加価値、経常利益)の根拠

③ 費用(販促費、人件費、減価償却費等)

④ 事業計画と費用対効果

(4) 地域への貢献等

- ① 他企業の見本となりうる点
- ② 地域経済への貢献
- ③ グローバル市場への可能性
- ④ 環境への配慮、持続可能性³⁶

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金③⑩

- 申請書記載例
- その3:目安:1ページ

* 会社全体の事業計画

(1)事業計画の実現可能性

基準年度から5年後までの事業計画に関して、数字の根拠を示す。

その2の内容と重なっても構わないが、簡潔にまとめる。

3. ものづくり補助金③⑪

- その他ポイント
- 過去の成功事例を見て参考にする。以下は東京都中小企業団体中央会の例
<https://www.tokyochuokai.or.jp/flash/1542-2017-12-15-07-53-42.html>
- 過去の採択された案件の事業計画名一覧を見て参考にする。以下は東京都中小企業団体中央会の例。
<https://www.tokyochuokai.or.jp/sienseido/jyoseijigyoku/monozukurihojyokin.html>

3. ものづくり補助金③②

□ その他注意点-1

1. 応募申請時点で補助事業の実施場所(工場、店舗等)が必要です(建物が建築予定、建築中は不可)。
2. 設備投資以外の費用に関しては制限があります(機械装置・システム構築費以外は最大で500万円)。
3. 交付決定日前、事業期間終了後の発注、購入、納品、支払いは対象外です。
4. 実施期間内の販売を目的とした製品等の製造費用は対象外です。
5. 事業に掛る自社の人件費(ソフトウェア開発等)は対象外です。
6. 支払いは銀行振り込みのみです。

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

39

3. ものづくり補助金③③

□ その他注意点-2

1. 単価50万円以上の設備投資に関しては、金額の妥当性を証明する必要があります。相見積もりや随意契約をした理由書が必要です。
2. 消費税は補助金算定時には入れないでください。
3. 交付後に事業の変更、中止は事務局の許可が必要です。
4. 事業終了後30日以内もしくは事業期間終了後に報告書の提出が必要です。
5. その後5年間の報告書の提出が必要です。
6. その5年間に補助金で投資した設備を処分する場合は事務局の許可が必要です。

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

40

3. ものづくり補助金③④—FQA

- 中古設備は対象になりますか？
 - ・中古品は基準となる価格の決定が難しいため基本対象外です。ただし、3社以上から相見積もりが取れる場合は可となります。
- リース契約は対象になりますか？
 - ・対象ではありますが、補助金が出るのが対象となる期間のみになります。
- 設備を外注先に導入して生産を委託する場合は対象になりますか？
 - ・自社の生産が必要なので対象になりません。その外注先に申請してもらうことは可能です。
- 税務上の処理はどうしたら良いですか？
 - ・圧縮処理が使えますが、タイミング等について税理士にご相談ください。

41

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金③⑤—まとめ(1)

□ 概要

項目	内容
補助金額・補助率	通常枠: 100～1000万円 1/2(中規模), 2/3(小規模) 特別枠: 100～1000万円 2/3(全社)
要件 (3～5年事業計画作成)	①給与支給総額: 年平均1.5%以上アップ ②事業所内最低賃金: 地域最低賃金+30円以上 ③付加価値: 年平均3%以上アップ
補助経費	①機械装置・システム構築費(50万円以上) ②その他付随費用
加算項目 (複数項目可)	①経営革新計画、②-1創業5年以内、②-2パートナーシップ構築宣言、③事業継続力強化計画 ④-1給与総額+最低賃金 ④-2被用者保険適用拡大任意適用
受付締切(8次)	⑤2021年11月11日(木)17時

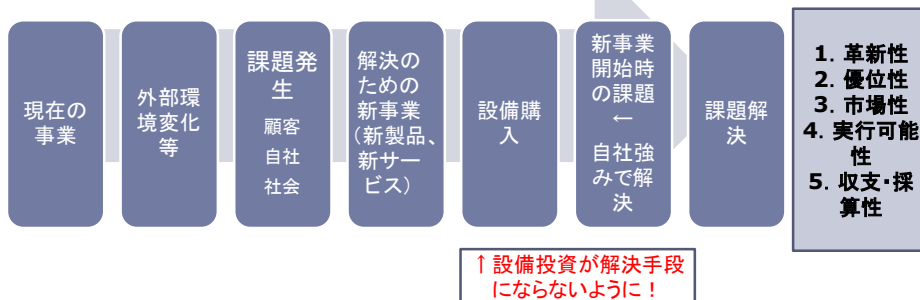
42

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金③⑥—まとめ(2)

□ 採択のためのポイント

- ①政府の期待(主旨、政策方針)に沿える計画になっている
- ②明確なストーリー:新製品、新サービス導入のための設備投資



- ③加点項目がある:経営革新計画等、できれば3つ、最低2つ
- ④減点項目がない

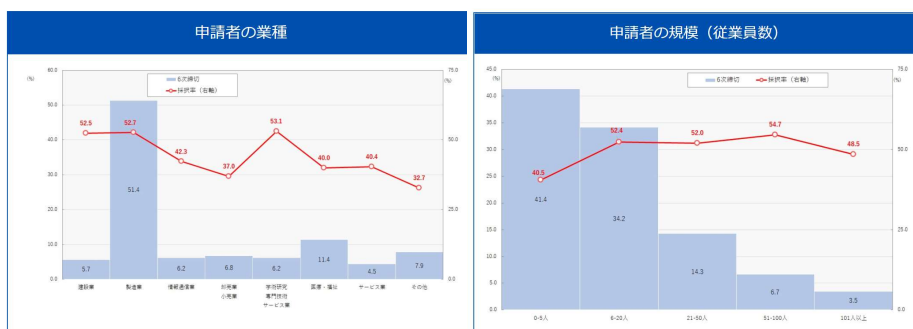
43

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金③⑦—1～6次傾向(1)

□ ものづくり補助金総合サイト・データポータルより

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/dataportal.html>



＜申請者の業種＞
製造業が圧倒的に多く、採択率も高い

＜申請者の規模(従業員数)＞
小規模事業者でなくても採択率は大きく落ちない

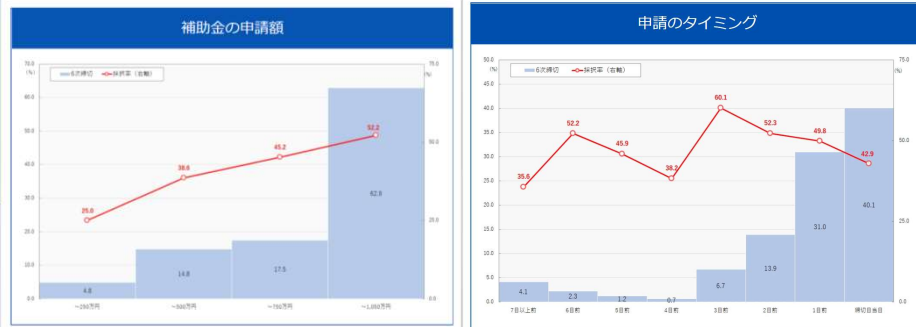
44

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金③⑧ー6次傾向(2)

- ものづくり補助金総合サイト・データポータルより
- 今回から累計では無く、直近の回だけのデータになりました。

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/dataportal.html>



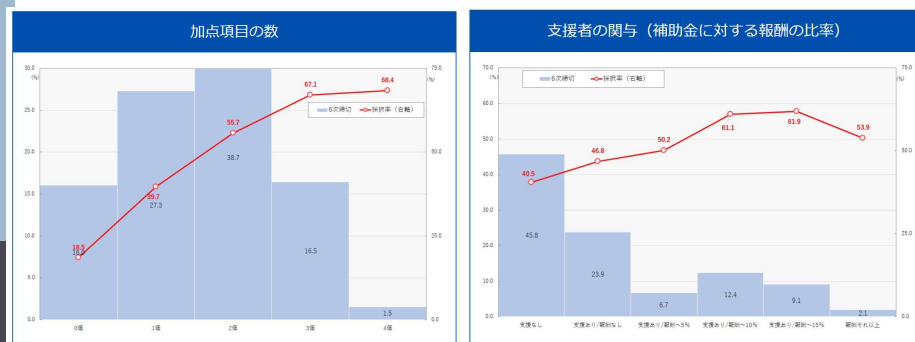
＜補助金の申請額＞ 750万円以上が最も多く、採択率も最も高い
 ＜申請のタイミング＞ 締切日申請が最多だが採択率は低下

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

3. ものづくり補助金③⑨ー1～6次傾向(3)

- ものづくり補助金総合サイト・データポータルより

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/dataportal.html>



＜加算項目の数＞ 加点が2つで採択率55.7%、3つで67.1%
 ＜支援者の関与＞ 支援者がある方が採択率は高い

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

4. その他補助金①

- 小規模事業持続的発展支援事業(小規模事業者持続化補助金)
- 上限額:50万円～100万円 補助率:2/3～3/4
- 〈1〉一般型+〈2〉低感染リスク型ビジネス枠
- 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取り組みを支援
- 対象経費:機械装置費、広告費、展示会等出展費、旅費、開発費、資材購入費、雑役務費、借料、専門家謝礼、専門家旅費、委託費、外注費
- 受付締切:
 - 〈1〉一般型:〈1次〉2021年10月1日(金)
 - 加点項目:①経営力向上計画、②事業承継、
③給与1.5/3.0%以上増加、④最賃+30/60円
⑤Jグランツによるオンライン申請
 - 〈2〉低感染リスク型ビジネス枠:〈2次〉2021年9月8日(水)

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

47

4. その他補助金②

- サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)
- 〈通常型〉 補助率:1/2以内
 - A類型(1つ以上のプロセス):30～150万円
 - B類型(4つ以上のプロセス):150～450万円
- 〈低感染リスク型ビジネス枠〉 補助率:2/3以内
 - C類型-1/2(2つ以上のプロセス):30～300/300～450万円
 - D類型-2(2つ以上のプロセス):30～150万円
- バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得に繋がるITツールが対象
- ①労働生産性が1年目3%以上、3年目で9%以上向上する計画の作成
- ②給与総額1.5%向上、最低労働賃金+30円(A類型以外)等が必要
- 補助金ホームページに登録、公開されているITツールが対象
- 登録されたIT導入支援事業者(ITベンダー)が申請支援をする
- 申請締切:2021年4月上旬～(予定)

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

48

5. 弊社支援内容①

□ 支援内容

①事業計画申請書作成

②採択決定後の支援

例:①交付申請書類作成から補助金支払いまで

②交付申請書類作成から5年間の実績報告書類作成まで

*** 採択後は各都道府県事務局から担当者が付き、書類作成方法を指導してくれます。**

*** 事務局との対応は全て事業者様になります(規則により)。**

③経営革新計画等の作成及び申請支援

5. 弊社支援内容②

□ 支援スケジュール

①資料の説明及び支援の決定

②インタビュー第1回目(約2時間)

③インタビュー第2回目(約1時間)

④計画書作成

⑤御社での電子申請支援

5. 弊社支援内容③

□ インタビューの流れ

以下の流れでインタビューさせていただきます。

- ①御社の成り立ち
- ②御社を取り巻く環境—競合の状態を含む
- ③御社の現状(事業、財務、組織)
- ④御社の事業内容と強み、弱み
- ⑤御社の事業の方向性
- ⑥今回の新事業のための設備投資等の内容とその効果
- ⑦御社の将来の計画(最低5年間)

この流れのインタビューの中で必要な全ポイントをお聞きしていきます。

5. 弊社支援内容④

□ 事前に用意して頂きたい資料

- ①決算書1期分(BS、PL、製造原価報告書、販管費明細、個別注記)
- ②会社パンフレット(ウェブサイトでもOK)
- ③購入予定設備のパンフレット
- ④同上の見積書(相見積もりもあれば)
- ⑤組織図
- ⑥過去の補助金申請書や経営改革計画等の認定書
- ⑦その他御社の説明に必要と思われる資料

5. 弊社支援内容⑤

- 支援の手数料
- 弊社ウェブサイトをご確認ください。
- <https://www.nomoto-partners.com/%E4%BE%A1%E6%A0%BC%E8%A1%A8/>

6. 質疑応答

- ご不明な点があれば何でもお聞きください。



ご清聴ありがとうございました

copyright©2020 nomoto partners all right reserved

55